

盛岡市公衆無線 LAN「盛岡 City Wi-Fi」設置規約

(趣旨)

第1条 本規約は、盛岡市（以下「市」という。）の無料公衆無線 LAN「盛岡 City Wi-Fi」のサービス（以下「本サービス」という。）を提供するためにアクセスポイントを設置する施設運営者等（以下「設置者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものである。

(設置申請)

第2条 設置者は、本規約の内容を理解し同意の上、「盛岡 City Wi-Fi」設置（新規・変更・廃止）申請書（別紙様式）（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、事前に市に申請するものとする。

2 設置者は、次の各号に同意するものとする。

- (1) 無線 LAN 機器、インターネット回線等は設置者の負担において設置・運用すること。
- (2) 市が指定する SSID（アクセスポイントの識別名）を設定すること。
- (3) 利用者が無料かつ特定の電気通信事業者との利用契約に限定されずに本サービスの提供を受けられること。
- (4) 「盛岡 City Wi-Fi」によるインターネット接続完了後、市の指定する Web サイトに転送（リダイレクト）させること。
- (5) 端末の利用履歴を特定する等、警察、裁判所のほか関係省庁からの法令に基づく照会に対応できる機能を有すること。
- (6) 利用者が本サービスへアクセスした各種ログを市が利用すること。
- (7) 「盛岡 City Wi-Fi」を整備する施設（以下「施設」という。）の名称、所在地及び整備箇所について、市の Web サイトへの掲載など、市が「盛岡 City Wi-Fi」の周知や利用者向けの情報発信のために活用すること。

3 市は、申請内容について審査を行い、共通ロゴマークステッカーの提供をもって承認するものとする。

(設置の制限)

第3条 市は、「盛岡 City Wi-Fi」の設置及び本サービスの提供が次のいずれかに該当する場合、承認しないものとする。

- (1) 申請者及び申請者がその他の団体にあつては、役員又は使用人が暴力団員による不当の行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設又はこれに類すると市が認めるとき。
- (3) 法令及び条例に反する、又はそのおそれがあると市が認めるとき。
- (4) 市の信用又は品位を害する、又はそのおそれがあると市が認めるとき。
- (5) その他、設置及び使用が適当でないと市が認めるとき。

(変更、廃止等)

第4条 設置者は、「盛岡 City Wi-Fi」の設置箇所、設置内容等の変更又は設置の廃止を行う必要が生じた場合、速やかに申請書に必要事項を記入し市に提出しなければならない。

(調査、報告)

第5条 市は「盛岡 City Wi-Fi」の設置状況等について必要に応じて設置者に報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(承認の取消し)

第6条 「盛岡 City Wi-Fi」の設置において次のいずれかに該当する場合、市は設置の承認を取り消し、本サービスを提供できないものとする。

- (1) 設置者が本規約に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (3) その他、設置及び本サービス提供の継続が適当でないと認められるとき。

(免責事項)

第7条 本サービスの提供に関して利用者に生じた損害、設置者に生じた損害、承認の取消しにより生じた損害、及びその他のいかなる損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第8条 市は、本規約の内容に変更等が生じた場合、市の Web サイトにおいて公開するものとする。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項又は内容に疑義を生じた場合は、市と設置者は誠意を持って協議し、解決するものとする。

附 則

この規約は、令和2年7月1日から施行する。

(別紙様式)

「盛岡 City Wi-Fi」設置（新規・変更・廃止）申請書

年 月 日

盛岡市長 様

申請者 住所
氏名

印

法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

「盛岡 City Wi-Fi」設置規約に同意し、下記のとおり申請します。
また、「盛岡 City Wi-Fi」設置規約第3条のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

1 申請内容

申請種別	(1) 新規	(2) 変更	(3) 廃止
変更内容／廃止理由 ※1			
※2	設置施設の住所	〒	
	設置施設の名称		
	設置施設の電話番号		
	設置施設の営業時間・定休日	・営業時間 時 分から 時 分まで ・定休日	
	設置施設のホームページ URL		
施設におけるアクセスポイントの数			
施設におけるアクセスポイントの設置箇所（例：1F ロビー）			
サービス提供（設置／変更／廃止）予定日	年 月 日		

※1 変更又は廃止の場合のみ記入してください。

※2 本欄に記載された内容を市 Web サイトに掲載します。

2 連絡先

担当者名		
担当者電話番号/FAX 番号	TEL:	FAX:
担当者メールアドレス		